

舞童夢「舞阪総合体育館」

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分		午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30 分まで
体育室	全面	1,750	1,870	930
	2分の1面	870	930	460
	3分の1面	580	620	310
	4分の1面	430	460	230
卓球室専用利用		520	520	260
会議室		260	260	130
トレーニング室	大人			310
個人利用1人1回 （2時間まで）につき	中高生			150
	70歳以上			150
卓球室	大人			200
個人利用1人1回 （2時間まで）につき	小中高生			100
	70歳以上			100
備考				

1. 小中高生とは小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、中高生とは、中学校の生徒及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、大人とは15歳以上70歳未満の者（小中高生を除く。）をいう。
2. 専用利用とは、施設を占有して利用することに係る利用をいい、個人利用とは、施設を占有して利用する場合以外で、個人が利用することに係る利用をいい、1回とは2時間以内をいう。
3. 個人利用の場合を除き、利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
4. 個人利用の場合を除き、利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
5. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。